

経済建設常任委員会会議録

平成23年12月14日(水)

(開会) 10:21

(閉会) 12:51

案 件

1. 議案第88号 平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第90号 平成23年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第91号 平成23年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第94号 平成23年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
5. 議案第95号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系水道事業会計補正予算(第1号)
6. 議案第96号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第4号)

所管事務調査

1. 市の保有林について
2. JRの踏切について

報 告

1. 株式会社タイセイプラスとの立地協定の締結について (企業誘致推進室)
2. 工事請負変更契約について (土木建設課)
3. 工事請負変更契約について (農業土木課)

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第88号 平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

事業管理課長

「議案第88号 平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。補正予算書の177ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ16億4121万円を減額し、歳入歳出予算の総額を195億2020万6千円とするものでございます。

今回の補正は、東日本大震災の影響による開催日数減等による経費及び売上額の減額と9月までの売り上げ等の実績を踏まえた決算見込額により、執行残の整理を行ったものでございます。

その主なものを事項別明細で説明いたします。歳出でございますが、184ページをお願いいたします。1款2項1目事務費、7節の賃金、2787万1千円の減につきましては、開催日数の減により決算額を見込んで補正するものであります。

13節の委託料、1億4098万3千円の減につきましても、日数減による契約額の変更等を行い、また執行残の整理を行い、補正するものであります。

19節負担金補助及び交付金のうち185ページになりますが、この費目の一番最後の場外発売経費負担金、7285万9千円の減は歳入の勝車投票券発売収入の他場での場外発売売上額と関連するものでございます。

再度、184ページをお願いいたします。説明の中段より下のところに「場外発売関係経

費」と記載がありますが、そのうち184ページの一番下、5項目の専用場外発売所地元協力金、それから185ページの一番上、オートレース川辺環境委員会委員謝礼金、1項目空けまして広告料から専用場外発売所施設借上料までの計8項目につきましては、オートレース川辺の事業の遅れによりまして今年度中の開設が見込めないと判断しましたので、関連経費を減額補正するものです。

次に2目宣伝費、19節負担金補助及び交付金、735万円の増額補正につきましては、大村競艇と共同ホームページを開設して10月1日から運用を開始していますが、より充実したものとするため追加設計を行うものです。

4目賞典費、8節報償費、6358万5千円につきましては、開催日数の減による選手賞金額を減額するものでございます。

5目勝車投票券払戻金、22節補償、補填及び賠償金、9億5009万3千円につきましては、日数減及び歳入の勝車投票券発売収入の決算見込額との関連により減額補正を行うものでございます。

6目勝車投票券返還金、22節補償、補填及び賠償金、2000万円の減につきましては、これは専用場外発売所関連経費でございます。

続きまして、186ページをお願いいたします1款3項2目15節工事請負費のうち走路改修工事につきましては、工事を先送りしたことによりまして1億7970万円を減額するものでございます。

3款諸支出金、1項1目19節負担金補助及び交付金、地元公共団体金融機構納付金、1318万8千円につきましては、前年度の決算状況に基づく計算によりまして今年度の納付額は不要となりますので、減額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。戻っていただきまして、181ページをお願いいたします。1款1項1目1節の勝車投票券発売収入、12億8117万9千円の減及び2款1項1目1節の受託事業収入、2億3368万9千円の減につきましては、開催日程の見直しによる日数の減、グレードレースの減、また売上実績を踏まえた決算見込により、補正を行うものでございます。

182ページをお願いいたします。4款1項1目1節小型自動車競走場施設改良基金繰入金、1億円の減につきましては、歳出でご説明いたしました走路改修の資金として計上していたものでございます。そのため、減額補正を行うものです。

5款2項1目1節財団法人JKA交付金返還金、2396万5千円につきましては、前年度納付した交付金額に基づき計算をし、減額補正を行うものでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

1点、勝車投票券の収入の件でお尋ねを申し上げます。本場売り上げと電話売り上げと、もう一つオッズパークロトとかいうものがありますよね、コンピューターで。これはバラバラで大体どのくらいの売り上げが上がっているんでしょうか。わかったら教えてください。

事業管理課長

平成22年度の実績で申し上げます。本場が34億4256万円で全体に占める割合が23.3%。それから電話投票が43億8629万9千円で29.6%。場外発売がございまして、これが69億7971万8千円で47.1%でございます。

いま質問者が申されました重勝式に関しましては飯塚場の開催のみが対象になりまして、これは売上額の4%が飯塚市に入ってくるものでございます。今年度の見込みとしては900万円を見込んでいただいております。

瀬戸委員

このオッズパークロトというのは、どういう会社が運営してあるんですか。

事業管理課長

オッズパークというところがやっております。施行自体は伊勢崎オートが施行者となっております。

瀬戸委員

例えばこれ全体的にいろんなオートレースだけじゃなくて競馬とか競輪とか入っているんですけど、それは伊勢崎さんが主宰者であれば、そういう売り上げも全部伊勢崎さんに売り上げの何%かが入ってくるような形になっているんですか。

事業管理課長

先ほど飯塚が対象レースになった場合4%と申し上げましたけれども、伊勢崎が同レースで、やはり4%の収入があるようになっております。ですから伊勢崎オートが主宰の場合は8%が伊勢崎に入る仕組みでございます。

瀬戸委員

わかりますけれど、オッズパークという会社は伊勢崎がやられていると今おっしゃったから全てコンピューターの中でそういうものが買える、同じ画面でですね、選んで。そういう売り上げ自体は、そのロトという会社は伊勢崎市がやっているんだったら、伊勢崎市の収入として上がってくるわけですかと聞いているんです。

事業管理課長

普通の勝車投票券と同じように75%は払い戻しに使います。25%の経費が伊勢崎にいったん入って、飯塚場はその4%の配分を受けるという仕組みでございます。

瀬戸委員

そしたら伊勢崎市がシステムを考えて携帯でも何でも買えますけど、システムを考えてやられていると。そうすると相当な収益がこのオッズパークから上がるということになりますけど、飯塚市も反対に言えば本当にそういうことができるんだったらやとけば、競馬でもできるし競輪でもできるし、下手したら競艇もできるということになれば相当な収入源になってくるんじゃないかなと私は思ったから聞いているんですけど、伊勢崎市に入っているんですか。

事業管理課長

オートレースに関する重勝式に関しましては、オートレースだけの部分でございます。ですから、競馬に関しましては競馬場独自でやっているものもありますし、今年度から始めた部分につきましては、オートレースだけに関する重勝式となっております。

委員長

ちょっと説明をもう一回よく聞いてください。質疑を聞いてください。

瀬戸委員

オッズパークとかいう会社がシステムを組んで、全てのいろんな競馬とか競輪とかオートレースをこういうふうにごくここで掛金ができるようにしてあると。これいろんな銀行と、ジャパンネット銀行とかに入れておけば、お金さえ移動すれば買えると。当然そこに売り上げがいま言ったように上がるわけですね。それで、飯塚市はオートレースだから飯塚オートレースをのせてもらって4%だけうちがいただけるということでしょう。だから他にも、競馬場でもいろんな競馬場とかいろんな競輪場とかのせているわけですよ、全国の。そこの本場開催地には4%がいくと。あと残りの、このオッズパークという会社には当然利益が発生するわけですね。その運営主体を伊勢崎市がやっているということになれば、伊勢崎市に相当な利益が上がっているんじゃないですかと聞いているんです。

事業管理課長

昨年この重勝式の開設に関しまして、オートレース業界1本で重勝式を始めという話が出ました。その施行を希望したのは飯塚と伊勢崎と、飯塚市も実は施行するという希望を出した

んですけれども、業界の中での話し合いによりまして施行者を伊勢崎市にするということで、今年度から現在のような形になっているところでもあります。ですから伊勢崎市としては25%のうち施行者に4%をあげますけれども、あとの事務費とかいう部分は一旦伊勢崎市に入るといいう仕組みになっております。

瀬戸委員

大体どのくらいの売り上げになっていますか、このオッズパークで伊勢崎さんは。

事業管理課長

1日で300万円程度の収入が上がっているみたいでございます。300万円程度の売り上げがあっているようでございます。

瀬戸委員

オートレースではなくて、全てのレースからですか。オートレースだけでしょう、いま言われているのは。いやいや、私が言っているのは、オートレースだからオートレースの話をするのは当然なんですけど、伊勢崎市がそういうシステムを考えたのか、オッズパークという会社を伊勢崎市がやっていると言われてからですよ、伊勢崎市がやっただけでしょう。間違いなく。違うんじゃないですか、そこが。

事業管理課長

伊勢崎市が施行者としてオッズパークに業務を委託してやっているということでございます。

瀬戸委員

オッズパークという会社はどういう方がやられているんですか。主催者、オッズパークの会社。

事業管理課長

ソフトバンクの関連会社だというふうに記憶しております。

瀬戸委員

ということになると、今うちがやろうとしている場外とかそういうもののパソコン版と、そういう会社ということですね。これは考えたらですね、飯塚市が独自にそういうシステムを組んだりして、飯塚市が運営することとかいうのは、これは全くできないんですか。

事業管理課長

オートレースの業界がいま1つとしてやって取り組んでおりますので、飯塚市独自で、単独で始めるというのは困難だと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

一般質問であつていたんですけれども、再確認ですけれども、今回川辺の開場が遅れているから減額になっておりますけれども、川辺は今の予定でいくといつ開設することができるのか。

事業管理課長

一般質問でも申し上げましたけれども、現在、鹿児島県知事あてに出されている工事着工届では、平成24年度の4月30日の工期というふうになっています。ただ設置者との話では、それから遅れるというふうな報告があっているという状況でございます。

道祖委員

それで、小城市には一所懸命行ってちゃんと協議されているという一般質問のやり取りがあつておりましたけれども、経済産業省との関係で申請しているから、川辺ができないと小城市ができないんじゃないかと思つているんですけれども、一般質問の中であつたようにですね、2つとも追つていって、結局その川辺ができないから小城市が遅れてしまうということになれば、せっかくこれまで努力された結果が無に帰するような気がしてならないんですよ。だから川辺がだめならだめであきらめるとか、早期決断もせざるを得ないような状況になってきてい

るんじゃないんですか。絶対成功するんですか。それは経済産業省のほうに陳情に行って、同僚議員も言っておりましたけれど、それがあから小城市が進まないとするならば、実態をきちっとやっぱり相談してですね、取り消しをしてもらうことも必要になってくるんじゃないんですか。だから詰めをですね、やはりもう少しこう、2つ狙っていくなら狙っていいんですよ、別にそのほうが売り上げが増えますから。ただその結果として、一般質問でありましたように、小城市のほうがですね、僕も現場を見てきましたけど、立地条件、場所もいい所なのに、せっかくこう進めようとしてもどこかで歯止めがかかっているような気がしてならないんですよ。その辺は、あなた方が仕事をされていてよくお分かりだと思うんですよ。だから同僚議員も、国のほうに必要であれば必要な手続きをすることは、地元の国会議員さんは2名いますから、その方々を通じてでもやっていくべきじゃないかということ言われてたんだと思うんですよ。その辺をどう考えておるのかですね。きつい質問かもわかりませんが、担当が答えられなかったら市長もですね、やっぱり売り上げの問題ですから。

公営競技事業部長

私どももいろいろな断片的な情報しか入っておりませんので、先の本会議におきましてやはり飯塚市としてスピードを上げた行動に移すべきではないか、また、現地に出向いてでもいろんな情報を収集するべきではないかというご意見もありましたものですから、それは抜きにしたところで、近日中に私も現地に出向きまして情報収集に当たってですね、先ほど委員さん言われるような方法論の中も1つの検討をしていかなければならないのかなとは思っております。

市長

今ご質問のあった委員のご心配、私もその通りでございまして、前々から現地の状況を把握させておりますけれども、遅れているという形の返答だけで、またJK Aそのものに、私もいま全く委員言われるように、小城市に影響するじゃないかと、だったらもう辞めてもらってでも、小城市のほうに重点を置いてやるべきじゃないかというような形で、何度も何度もお話をさせていただいて、また全国市長会等で南九州の市長さんにもお会いするし、小城市の市長にも会うわけですから、そういったときの会話の流れの中で、そういうことも早くというような形で、また小城市のほうにもできたら進めたいですねという話もしているわけですし、できないということに関しての、辞めさせるということに関して、JK Aの判断によりうちがだめと言っても、JK Aが辞めなさいと言わなければ済むらしいんですよ。だからその辺をはっきりJK Aにさせなさいと、他のところにも影響するんだからということで、担当部長には言ってそのことを向こうに伝えながら今やっていますので、もうちょっとお時間をいただければと思っております。いま言われることを十二分に承知した上で進めておりますので、よろしく願いいたします。

道祖委員

川辺のほうが決断をしたと、開設しないというような決断をしたとするならば、何かペナルティが生じるんですか。

公営競技事業部長

法上ではそういったペナルティといったことは記載されておりませんし、また確認はまだいたしておりません。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第88号 平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第90号 平成23年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

農林課長

「議案第90号 平成23年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。

補正予算書の197ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額からそれぞれ54万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7992万7千円とするものでございます。今回の補正は市場の売上げの上半期実績が減少したことによるものでございます。

主なものを歳出から説明をいたします。201ページをお願いいたします。1款1項1目の市場管理費、49万4千円の減は、決算見込みによる減額でございます。

歳入の説明をいたします。200ページをお願いいたします。1款1項1目の地方卸売市場使用料の363万1千円の減は、市場使用料の本年度見込みによる減額でございます。

2款1項1目の一般会計繰入金の311万9千円の増は、主に市場使用料の減により財源調整をしたものでございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

行革のときにいわゆる市場の民営化という話が進んでおるかと思われるんですけど、現状はどうなってますか。

農林課長

現在、民営化に向けましてそれぞれ交渉をやっております。交渉の相手方でございますが、水産それから青果、花の各市場の会社、それから各市場のほうに付帯いたします買受人組合、それから関連店舗ということで、それぞれに交渉いたしております。先の委員会でも申し上げましたけれども、基本的な方向性では民営化ということでご理解をいただいているというふうに考えております。現在はそのことを前提に具体的な協議に入らせていただいております。ただ一般質問でも申し上げましたけれども、当初の予定では平成24年の4月を目標に民営化の協議を進めておりましたけれども、諸般の状況から困難ということで、平成24年度中のできるだけ早い機会に議会のほうにご提案をさせていただければというふうなことで、いま協議を進めているという状況でございます。

瀬戸委員

諸般の事情によって遅れているということをお答えになりましたけれど、その協議の中で問題点等、いわゆるそこに進まない理由とか、そういうものがあったら教えてください。

農林課長

具体的にここが問題ということの話は、直接的には受けておりません。といたしますか、あまり急いで民営化をする必要がないんじゃないかというふうな立場でおられると。民営化については理解するが、私どもが進めておる早い時期にというふうなことについてですね、若干の隔たりがあるという状況でございます。

瀬戸委員

例えば民営化になった場合、平成24年度以降になった場合は、今の場所そのままの状況で無償譲渡されるなり、有償譲渡されるなりという計画があると思うんですが、そのときは市と

してどのように思っておりますか。

農林課長

民営化に関わる条件ということだと思っておりますけども、いま現在、交渉において申し上げますのは、譲渡という考え方は現時点では持っておりませんということで話をしております。貸与ということでお話をさせていただいております。

瀬戸委員

場所的には今のところでそのままということですか。

農林課長

場所については、農林課としては現在の場所ということで考えています。

瀬戸委員

今の場所はですね、今回の中活の拠点からは外れましたけど、一時期は中活の拠点に入るといことで、私は都市計画審議会にいましたので計画図を見たことあるんですけど、今回は外れました。しかしいま飯塚市が、先日私もちょっと一般質問させてもらって市長からもご答弁いただきましたけど、3つの大きな核を持ってハード事業、ソフト事業を今から行っていくと。そのときに一番近くて広い土地となるとですね、市場の土地が一番広い、2万坪ぐらいありますね。例えば大手の企業が出てきて、商店が出てきて売却するとかなればですね、建て替えてよそに持っていくというようなことも念頭に置かれておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。そういう気持ちは全くないですか。

経済部長

さきの一般質問におきまして副市長のほうからご答弁いただきましたけども、確かに質問者ご指摘のとおり、現在地はJRの飯塚駅にも近く市の中核的地域で、ご指摘のございましたとおり広大な市有地ということになっております。また近年、卸売市場としての取引の現状なども厳しい状況にあるというのは、さきの本会議の中でもご説明したとおりでございます。しかし、この卸売市場につきましては市民生活に直結した極めて公共性の高い施設でございますので、いま農林課長がご説明、ご答弁いたしましたとおり、買受人であります多くの小売店舗の方々の生活が現在高齢化、それから後継者不足ということを知っておりますけども、これを過去の青果市場の統合などのときのように移転をするということになれば、今の小売店の現状というのはかなりまた激変するんじゃないかという危険性も含んでおります。そうしたこと、それから菰田地域の活性化のためにこの土地を有効に活用してはというご意見も私も十分理解できるわけではありますが、いかんせんこの施設をまた別の所に移転をするということになりますと、かなりの多くの経費が必要になってまいります。そうしたことを総合的に判断しなければならぬ非常に難しい問題であるというふうに理解いたしておりますので、現在の厳しい財政状況の中ではですね、そうした移転ということは現段階では非常に困難性が高いというふうに、いま判断をいたしているところであります。

瀬戸委員

今の時点では非常に難しいと。ただ僕が言っているのは、あそこの地価評価が先日出てました。だいたい坪当たり7万円ぐらい、2万坪あれば14億円。今の市場を建て替えたなら7億円ぐらいで建つんじゃないかなと私は勝手に試算をしているわけですが、土地も飯塚市はたくさん余ってますよね。工業団地も余っています。バイパス沿いの土地もいい所もありますし、そういう所に建て替えをしてあげて、そして今の所を菰田地区の発展のためと中活の延長線上で中活と結びつけて、あそこの土地を有効に利用できたら一番いいんじゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひそのときが来たらそういうことも念頭において進めていただきたいということを要望しておきます。以上です。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第90号 平成23年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第91号 平成23年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

「議案第91号 平成23年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」について、補足説明をいたします。

補正予算書の205ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ103万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8718万1千円とするものでございます。

事項別明細により歳出から説明いたします。209ページをお願いいたします。主なものとして、1款1項1目の一般管理費の職員給与費、201万7千円の増は、育児休暇に伴う担当職員変更によるものでございます

続きまして、歳入について説明いたします。208ページをお願いいたします。1款1項1目の駐車場使用料の711万2千円は、飯塚立体駐車場使用料の本年度の見込みによる減額であります。

2款1項1目の一般会計繰入金の796万4千円の増額は、歳入歳出の収支により繰入金の増額となっております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

ちょっとお尋ねしますが、立体駐車場の使用料が711万2千円減ということなんです。立体駐車場の利用率が下がっているということだと思んですけど、台数でいったら何台ぐらい減っているのか、また減っている原因は何なのか、ご存じであるならばご答弁いただきたいと思います。

土木管理課長

立体駐車場のみでいきますと、平成21年度から22年度にかけて13,000台くらい年間で減っております。減った原因としましては、前の河川敷の無料駐車場が完全に整備が終わりまして幾分か拡大した分と、郊外専門店の出店の影響による各駐車場の利用者の減少と考えております。

道祖委員

河川敷が整備されたからということで、これは今後整備されればそのまま減っていく要因には、とめられる敷地は決まっているからこれはこれでひとつわかるんですけど、ご答弁で郊外に店舗ができたから減ったということですけど、ということになれば今後これはまだまだ減っていくという可能性が強いというふうに理解していいですか。

土木管理課長

現状で行きますと結構郊外のほうにいろんな店舗ができておりますので、幾分かまた減ってくる可能性もあるんじゃないかなと思っております。

道祖委員

中活等も今後やっていきますから変わってくるかなと思いますけれども、小さなことかもわかりませんが、これがどういうふうに移ってきているのか、そして今後どういうふうに移していくというふうを考えているのか、きょう答弁をいただこうとは思いません。どちらにする、来年度の予算をもつづくっていかなくちゃいけない時期になってくるわけですね。その中で資料として出していただければと思っておりますので、そちらのほうで考え方がまとまって3月までの間に資料として出せるような用意ができればですね、そのときに結構ですから示していただければと思います。

土木管理課長

いま言われました資料につきましては調査しまして、出来次第ご提出させていただきたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

松延委員

2点ほどお尋ねいたします。1点は道祖委員からの質問と似ておりますけれども、今回の補正で繰入金金が5千万円ということで、使用料よりもオーバーしております。私は6月、9月の補正のときにチャンスはあったんですけども、今さらと思っておりますけれども、一応これは今年度の最後まで歳入歳出を見込んでの補正と思っておりますが、これは長年続いておるものでしょうか。何年前からということもございますけれども、これに対する対応についてはご答弁ありましたけれども、その中で211ページですね、行政職が要求で1人上がっています。これ100%ということもございますが、これだけのものの事業をここでですね、行政職が従事1年間しておかなければいけないものかどうか。これは要するに、立体駐車場での管理の人とは別でしょう。だから4級の方の100%の、ここはいろいろ内部での調整がありましようけども、ちょっと僕は100%ちょっと疑問を持ったもんですから、この点をお尋ねいたします。

土木管理課長

駐車場の管理関係につきましてはシルバー人材センターのほうに委託しておりますけど、内部事務の関係については全部職員のほうでやっておりますので、この4級、100%という形で上げさせてもらっております。

松延委員

私がお尋ねしたのは、要するに使用料よりも繰入金のほうがオーバーしてますので、こちら辺は事務的なものと思っておりますけれども、4級職までの職員の方でこの事業についての100%というものはどうかなというふうな気がしてなりません。繰入金よりも使用料のほうが多ければいいんですけども、ちょっとそこら辺のところをですね、答弁しにくかるうとは思いますが、これはちょっと検討していただいて、やっぱり繰入金ができるだけ少なくなるよう人件費を抑えていくというふうな手だてをしていくべきではないかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

土木管理課長

この分の繰入金の関係というのは建設当時の償還金といたしますが、その分でほとんどやっておりますので、来年度の平成24年度で償還が終わりますので、それから後は幾分が変わってくるのではないかなと思っております。

松延委員

分かりました。それでこの4級職の100%というのも今後ですね、使用料が少ないのでそこら辺ところも人件費ができるだけかからないような方向で検討していただくように、お願いして終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

私も1点お尋ねいたします。今これ、市のほうの駐車場の台数は何台あるんですか。

土木管理課長

収容台数としまして立体駐車場が526台、本町駐車場が84台、東町駐車場が21台でございます。

瀬戸委員

これはまた市長から怒られるかもわかりませんが、中活で駐車料の問題をちょっと言わせてもらったと思うんですけど、一時期、本町商店街や東町商店街、また吉原町地区で買い物をした方には無料で実証実験をやったことがあったかと思われまして。今回、中活において一番大切なのは駐車場になってくるかと思うんですね。買い物客というニーズが先日言ったように50何%あるという中で、イオンさんとか競争するとしたら、駐車場は欠かせないと思うんですね。これを中活のその3事業が行われたときに無料開放するというのは、市長できないですかね。631台無料になると、来ていただける方も多いんじゃないかと私は思うんですけど、いかがでしょうか、そういう検討はできませんか。

土木管理課長

無料化というのは一番理想なんですけど、周りに個人の駐車場を運営されている方もありますので、いま言われたような形の中では中活関係と打ち合わせをさせてもらいたいと思っております。

瀬戸委員

例えば償還をまだされているでしょうから、償還が終わった後にするとか、それとか今の中活の認定を受けている商店街の中で1,000円以上使ったら無料にするとか、そういう条件をつけてなるべくお見えになって買い物をされるお客さんには無料化をするというようなことも含めたところで、課長いま答弁されましたから検討していただきたいと思います、これは要望にしてお願いをしておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第91号 平成23年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第94号 平成23年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」、「議案第95号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」及び「議案第96号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第4号)」、以上3件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上下水道部総務課長

「議案第94号 平成23年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」につきまして、補足説明をいたします。

別冊になっております補正予算書の1ページをお願いします。3条 予算の収入につきましては2288万4千円を減額補正いたしまして、予算の総額を20億4010万円とするものでございます。

2ページをお願いします。支出におきましては、4165万1千円を減額補正いたしまして、予算の総額を19億3938万8千円とするものでございます。

4条 予算の収入につきましては、1億3461万3千円を減額補正いたしまして、予算の総額を12億7734万3千円とするものでございます。

3ページをお願いします。支出におきましては、1億8309万円を減額補正いたしまして、予算の総額を21億6317万5千円とするものでございます。

継続費につきましては、平成22年度から23年度に実施しております「高度浄水施設等整備事業」の契約完了に伴いまして総事業費の見直しを行い、変更するものであります。

内容につきまして、補正予算明細書により説明をいたします。14ページをお願いします。収益的収入の2288万4千円の減額の主なものとしましては、受託工事収益の減及び15ページの消費税及び地方消費税還付金の皆減であります。この消費税及び地方消費税還付金につきましては、工事請負費等が減少しましたことに伴い消費税及び地方消費税が納税の見込みとなったことによるものであります。

次に、収益的支出の4165万1千円の減額でございますが、これは主に職員の配置換えによる人件費及び委託料、修繕費、受託工事費の減及び20ページの消費税及び地方消費税の決算見込による皆増でございます。

次に、資本的収入の1億3461万3千円の減額の主なものとしましては、事業の減による企業債、出資金の減でございます。

22ページをお願いします。資本的支出の1億8309万円の減額でございますが、これは主に職員の配置換え等による人件費の減、改進黨業費の諸施設改良費、23ページの新設事業費の諸施設新設費及び第8期拡張事業費の工事請負費の減によるものであります。

24ページをお願いします。国庫補助金返還金の58万2千円につきましては、平成22年度歳入済の国庫補助金のうち、消費税確定申告において基準額を下回ったため納税対象とならなかった消費税相当額を国へ返還するものでございます。

以上、簡単ですが、水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

次に25ページをお願いします。「議案第95号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、補足説明をいたします。

3条 予算の収入につきましては、118万5千円を減額補正いたしまして、予算の総額を3072万9千円とするものでございます。支出におきましては、56万6千円を増額補正いたしまして、予算の総額を3650万8千円とするものでございます。

内容につきまして、補正予算明細書により説明いたします。31ページをお願いします。収益的収入の118万5千円の減額の主なものとしましては、一般会計補助金の減でございます。

収益的支出の56万6千円を増額につきましては、主に職員の配置換えによる人件費の増でございます。

以上、簡単ですが、産炭地域小水系用水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、33ページをお願いします。「議案第96号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第4号）」につきまして、補足説明をいたします。

3条 予算の収益的収入につきましては、994万9千円を減額補正いたしまして、予算の総額を13億1349万8千円とするものでございます。

34ページをお願いします。収益的支出におきましては4185万9千円を減額補正いたしまして、予算の総額を12億3796万7千円とするものでございます。

4条 予算の資本的収入におきましては、2億4371万5千円を減額補正いたしまして、予算の総額を12億5260万8千円とするものでございます。

支出におきましては、2億4118万5千円を減額補正いたしまして、予算の総額を18億9426万9千円とするものでございます。

債務負担行為につきましては、「終末処理場内揚水ポンプ場改築工事」を平成23年度から24年度までの2ヵ年間で設定いたしておりましたが、東日本大震災に伴う国庫補助金の調整のため、国・県と協議の結果、平成24年度の実施に先送りされましたので廃止するものです。

内容につきまして、補正予算明細書により説明いたします。43ページをお願いします。収益的収入の994万9千円の減額補正でございますが、主なものとしましては、有収水量の減に伴う下水道使用料の減でございます。

44ページをお願いします。次に、収益的支出の4185万9千円の減額でございますが、これは主に管渠費の工事請負費、処理場費の委託料及び47ページの支払利息の減によるものでございます。

48ページをお願いします。資本的収入の2億4371万5千円の減額でございますが、これは主に東日本大震災に伴う国庫補助金の減及びこれに伴い事業の先送りを行いましたことにより、企業債が減となったものであります。

49ページをお願いします。次に、資本的支出の2億4118万5千円の減額でございますが、これは主に施設整備費、施設改良費の工事請負費及び用地買収費の減によるもので、理由といたしましては、国庫補助金の減額に伴い事業の先送りを行ったことによるものであります。

以上、簡単ですが、下水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

道祖委員

すみません。下水道事業会計で1つだけ確認なんですけど、49ページの今ご説明ありました震災の関係で事業の先送りということだったんですけど、それに関連して用地買収費460万円、浦田第一雨水幹線用地買収費減ですけど、これは路線価が下がったとかそういうことで減なのか、その辺を確認したいんですけど。

土木建設課長

今回の用地購入を予定しておりました箇所は今年度事業分でなく平成25年度分であり、支障はありません。

委員長

他に質疑はありますか。

小幡委員

下水道事業でちょっとお尋ねします。飯塚市全体で下水道の普及率と戸数は分かります。

下水道課長

平成23年3月31日現在での普及率は43.82%でございます。戸数につきましては2万5248戸でございます。

小幡委員

普及率は43%で2万5千戸でしょう。その2万5千戸の中で実際に使用されている、つながりがされている戸数は何万戸でしょうか。

下水道課長

水洗化戸数につきましては、2万885戸でございます。

小幡委員

2万5248戸に対して2万800戸という、4千戸ちょっとかな、はつながっていないということでしょう。つなぐに当たって、せつかく下水管につなげるようになっていけれども受益者負担金とかがいるじゃないですか。基本的につなげられない主な理由と、受益者負担金をつなぐときどのような手順でお金が必要なのか、ちょっと教えていただけますか。

下水道課長

まずは、1点目のつながれない理由としましては高齢者等で2人世帯とかの核家族化が今ふ

えております。それともう1つが、資金的なものというのがやはりあります。その2つが主な原因というふうに考えております。

それから受益者負担金につきまして、現在は排水設備の申し込みがあるときにいただいております。一般家庭ですと1平米あたり292円、上限が10万円ということになっております。

小幡委員

受益者負担ですから、つなぐときにももちろん払うんでしょうけれども、上限10万円でしょう。それは一括ですか、つなぐときに。

下水道課長

分割もできます。5年間で分割するということです。平均すれば10万円を5年間ですれば年に2万円ずつというふうなことです。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第94号 平成23年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議題中、「議案第95号 平成23年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議題中、「議案第96号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第4号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。道祖委員から「市の保有林について」所管事務調査をしたい旨の申し入れがっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

道祖委員

市の財産として保有林がありますが、これはもうご承知のとおりでございますけれども、一般質問等でいろいろ言ってきたおるんですけど、戦後の植林から50年、60年経って木材として活用できるものがあるはずなんです。その実態がどうなのか。合併してどういうふうになっておるのか、まずお尋ねしたいということなんです。それとともに、それが市民の財産としてどのように活用される考えなのか、それをお示しいただきたいと思っております。質問させていただきたいと思っております。

委員長

おはかりいたします。本委員会として「市の保有林について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「市の保有林について」、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「市の保有林について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

道祖委員

いま質問の趣旨等を述べさせていただきましたが、同じことになるかとは思いますが、広範囲で合併して市は森林を保有するようになりました。おそらく先ほど言ったようにですね、50年、60年で木材として活用する時期に来てるのではないかと思うんです。それが流通の問題で切り出しても赤字になる、だから切り出さないんだ、じゃあこれをどうするんだと。それはやはり市民の財産ですから。それと一般質問等であっていましたが、今後1本算定になれば税収が削減にされるわけで、そのときに活用できるのか、そういうこともやっぱり長期的に考えていかないと、いつまでも抱えても、僕は再々言ってますけれど、不良資産という形になるでしょう。いくら財産があるとして、あったとしても、活用できなければ維持管理費だけで支出がふえていくわけですから、その点について現状がどうなのか、今後どうするのか、その点をお尋ねしたいんです。

だから、杉、ヒノキですね、これがどれぐらい、何本あるのか。具体的に何ヘクタールで何本で何本でというふうなものがわかれば、ちょっとヘクタールというと私がちょっとアナログなもので、何坪の保有林があって何本の木があるのか、それがわかれば。

農業土木課長

木材の本来の有効利用ができるものがどれぐらいあるかということで最初に答えさせていただきましたけども、飯塚市の市有林については、林齢50年以上の杉、ヒノキの面積が310.77ヘクタールでございます。坪に直しますと、93万2310坪でございます。それから本数でございますけども、林齢50年以上の杉、ヒノキの本数につきましては、先ほどの坪数に平均しまして、約1ヘクタールでございますので3,000坪に約1,600本は生えているということでございまして、利用できるヒノキにつきましては49万7千本ぐらいあるということでございます。

それから今後の活用ということでございますけども、この分につきましては現在、木材の価格の低迷などもございますことから、関係各課と協議を進めてまいりたいと思っております。

道祖委員

ちょっと待って。杉、ヒノキで49万7千本あるということですね。これは単純にはすごい数でしょう。柱に使える相当の数ですよ。まあ単純にいろいろ切り出してどうだこうだというたらコストがかかる。けど、これは切り出して売ったらマイナスなんですか。

農業土木課長

ただいま申されますようにですね、杉、ヒノキの価格については現在低迷が続いているところでございまして、純然たる木材の単価を出しますと約1億1900万円という形になるかと思っておりますけども、それから切り出しに対する経費とかそういうものがやはり、木は立米単位で搬出の経費を計算いたしますけども、立米単位で約1万円程度かかると。それが道路に直接面している所がそういう形で、その作業道とか造りますとメートルあたり2、3千円かかるということから、今その材料を使うとすればかなり赤字にはなると思います。

道祖委員

植えるときはね、採算ベースが取れると思って植えたんでしょう、これ。いま赤字になるからだめだと。じゃあ、あと50年経ったらこれは黒字になるんですか。

農業土木課長

現在は低迷しているところでございますけども、50年後、外材とかのいま輸出等が規制されている中からですね、そのところは流動的だと思っております。

道祖委員

どこかで決断しなくてはいけないんじゃないかというのが1つあるんですよ。いま赤字だからということですけど、ただその木を1本売ることが赤字だという端的な流通価格でどうだこうだって言われますけれども、じゃあこれを切り出すこと、前も言いましたけど地域経済に与える影響というのは、総額では絶対赤字なんですか。そこに働く人たちができるとかです

ね、製材場で製材すれば当然そこで働く人たちが出てくるわけですよ。単純に言えば、ただの物を加工して流通させると。ただではないですよ、確かにその木を植えて今日までだから、原価計算しなくちゃいけないけど、けれど見方を変えたら市民の財産であって、いま赤字に見えるけれど、流通コストで考えたら赤字になるけれど、トータルの経済で考えていったときにその切り出しする作業、それと製材する作業、流通して活用する作業、こんなことをトータルの考えたらやっぱり赤字なんですか。例えば、前々から言ってますように公共施設に対する木材の利用促進の法律ができて、公共事業に使うものに対して市の木を使ったと。そのときには有効活用になるんじゃないですか。その辺はどうなっています。そういうふうに大きな目で物事を、担当課長のところはその担当じゃないのかもわからないけど、だけどそういうふうな経済のサイクルを回していかない限り、あとそのまましておくんですかという話じゃないですか。ある資産を生かしてどうやって活用していくのかというのを示していただけないから、その結果として絶対的な赤字になるというんだったらこれはもうどうしようもないんですけど、そういうことをやはり、課長を攻めているわけではないよ。担当課長、その上の部長さんかその上の方が答えるべきなのか分からないけれど、そういうことをやっぱり取り組んでもらわないとだめな時期に来ているんじゃないかなと、私は再三ここ2、3年言っておりますけど、お考えをお示しいただきたいと思います。

都市建設部次長

委員、いままでの一般質問、それから委員会での質疑、木材の利用ということで、いろいろご指摘がっております。で今日も非常にすばらしい意見等をいただきましてですね。今後お金の問題、総合、トータル、問題があります。そういうことからしてですね、関係各課よく協議しまして今後の方針の方向に持っていきたいというふうに、どういうふうに使っていくかということを考えていきたいと思っております。

道祖委員

昨年に、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律でしたか、ちょっと名称全て記憶しておりませんが、そういう法律ができて全国の都道府県ではそれに基づいた法律をつくっていったらいいですね。残念なことには福岡県にはできてないんですよ。県がつくってない。だから飯塚市もつくってないし、福岡県の市町村でこれに促進する条例というのはできていません。しかし宮崎とか木をってる所は、熊本にしてもですね、そういう条例をつくって利用していこうという、前向きな計画を持ち始めてるんですよ。

もう1つ言いますと、地域の材木の関係者からも利用促進をしてくださいという要望が出ているはずなんです。そういうふうに関連する人たち、その経済活動をやってる人たちもこの法律に基づいて経済活動をやっていく、自然環境を守っていく、そういうことを考えて取り組もうとしているときに、国は定めたけれど県の条例がない、市の条例がないということでちょっと待ってくださいというような形で本当にいいのかわかるかな。いま次長が答弁していただきましたけど、やはり考える時期に来ていると思いますので、他の都道府県なり地方自治体の例を参考にしながら、ご検討をぜひお願いいたします。

都市建設部次長

十分に検討したいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

委員長

おはかりいたします。道祖委員から「JRの踏切について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

道祖委員

私は2009年9月の一般質問の際に、1市4町で合併した現在の飯塚市の踏切の状況について質問させていただいております。特にその中で立岩踏切、これは飯塚高校がありますけれども、その生徒たちが登下校に使っている踏切です。そこはもちろん車も通れるわけですが、道路が狭いと、したがって生徒たちが踏切の中を歩いている現実を見ると、これはやはり考えていかなくはいけないのではないかということをご提案したんですけれども、その際の答弁でJR等に相談していくというような答弁をいただいたんですが、その結果2年経ちますけれども何ら報告がない。それでどういうふうになっておるのか確かめたいということでございます。

委員長

おはかりいたします。本委員会として「JRの踏切について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「JRの踏切について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。「JRの踏切について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

道祖委員

ご承知とは思いますが、177回の国会で踏切道改良促進法の一部を改正する法律案というのが成立しております。これができているからなおさらですね、生徒たちの安全についてどのように取り組んでいっておるのか、先ほど趣旨説明をいたしましたけど、質問させていただきたいんですけど、国としてもこのような法律をつくっていつている。なおかつ交通安全基本計画第9次というのが交通事故のない社会を目指してということで、平成23年3月31日に中央交通安全対策会議、会長は内閣総理大臣ですけども、そこから考えが示されておるわけですね。その中で鉄道踏切についての安全ということについても考えが示されております。そのように国を挙げて安全について取り組もうとしている時期であります。この間一般質問をして、JRに対してどのようなご相談をして、どのような返答をいただいておりますのか、今後の見通しがどうなっておるのか、お尋ねいたします。

土木管理課長

平成21年9月の定例会におきまして、道祖委員のほうからの質問に対して答弁を行っております。内容につきましては、市内にあります踏切の数55カ所のうち小中学校通学路に関しては37カ所あり、この37カ所のうち狭小踏切が16カ所あるということで答弁しております。またいま言われました立岩踏切については、計上幅としまして3メートル、長さ28.4メートルとあります。人と車の混在した通行状況という形での説明で、今後の対策としまして事業計画等を作成してJRとの協議をしていきたいという旨を、当時答弁させていただいております。

その後の市の動きとしまして、現在市におきましては、浦田駅近くにございます愛宕踏切の改良に取り組んでいるところでございます。この踏切については平成11年度からの案件で、JR・県との協議を重ねながら補助事業として模索をいたしました結果、このたびこの事業実施の方向性が整い、予算要求を行っているところでございます。また立岩踏切につきましてはこの事業計画及びJR協議に現在のところ至っておりませんが、事業費のかさむ踏切解消について、現在、愛宕踏切との調整を図りながら今後進めていきたいと思っております。

道祖委員

平成11年に協議を始めた愛宕踏切の改良がやっとならできると、12年経って。それはそれで

結構でございます。もっともこの平成11年の愛宕踏切の改良について、私とその当時の町内会と一緒に要望を出してきた内容ですから、それが12年経って進み始めたということは喜ばしいことなんですけれど、それはそれでぜひよろしくお願ひしたいんですけれども、とは言いながら、やはり立岩踏切というのは生徒たちが踏切を渡ってない、踏切じゃないところを渡っている現実というのをね、やはり見て、取り組んでくださいという要望をして2年ですよ。何にもやってないのと一緒ですよ。JRに対して愛宕が先だからと言ってから、じゃあ立岩の踏切をあと10年も、一つずつするのに10年以上もかかるんですかという話ですよ。それで今度は法律が変わってきているということ踏まえて、きちっとJRと話をしてですね、しかるべき手続きをして、立岩踏切の話をいま一所懸命やっていますけど、生徒・児童が16カ所でしたかね、やっぱり問題があるということは市も分かっているんだから、せめてそれに対してどう考えておるのかJRに言って、JRの考えをきちっと把握して、対応できるところから対応していくということをやったりしていくべきじゃないですか。法律が変わったという事実、それとともに社会資本整備総合交付金も使えるわけでしょう、この改良はですね。そういうふうに行うと思ったらやれますよということ国の方に問い合わせたらですね、回答いただいているんですよ。あなた方JRを知らないなら、JRを紹介、ちゃんとその数字ですね、紹介しても構いませんよという国会議員のほうからも答弁をもらっているんですよ。あなた方がやる気になってもらわないと物事は進まない。ぜひ市民の生活を守るためにも積極的に取り組んでいただきたいと思います。今後の計画をいま示せとは言いませんけれど、どのようにするか、計画をつくっていただきたいと思いますけれども、そういうことはできますか。

土木管理課長

計画的なものはいま言われたように、今後進めていきたいと思っております。一応、立岩踏切の事業化につきましては一般質問で答弁しているとおり、通常踏切に比べて踏切延長等が長く、改良費も結構かかると思っています。いま委員が言われましたように、いろんな予算、社会資本整備とかいろんな分がございますので、その分も踏まえながら検討すると同時に、その踏切での取り付け道路の市道も狭いところがございます。この道路の拡幅も踏切の改修として一連の事業として取り組んでいかないと、踏切だけの拡幅とはならないんじゃないかなと思っております。そここのところも踏まえまして、関係機関と協議しながら今後進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の3件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「株式会社タイセイプラスとの立地協定の締結について」、報告を求めます。

企業誘致推進室主幹

去る12月7日水曜日、愛知県清須市に本社があります株式会社タイセイプラスとの間で鯉田工業団地への立地協定の締結を行いましたので、ご報告いたします。

お配りしております鯉田工業団地の図面をご覧いただきたいと思います。区画は図面では左下の部分になります。第2区画のうちに約半分の12,000平方メートルを予定しており、

分譲単価は平米あたり8,100円でございます。売買方法につきましては、津島工業団地で既に導入しておりました使用貸借特約付き分譲制度をこの鯉田にも活用することとし、1年目から3年目までは無料、その後4年目からは固定資産税相当額を支払っていただくこととなる予定でございます。

株式会社タイセイプラスは自動車関連部品、特にブロー成型によるプラスチック製品の製造を行っている企業でございます。本社は愛知県清須市桃栄4-146で、東海地区に4工場、岩手県一関市に東北工場、海外ではタイ・中国にも工場がございます。代表者は後藤登志雄氏、設立は1960年12月、資本金は1940万円で、国内の従業員数は160名でございます。

このタイセイプラスは平成18年10月から市内上三緒におきまして土地・建物を借りて事業を行っておりましたが、この度、九州での事業展開を拡大するため、鯉田工業団地への立地を決定したものでございます。

事業開始予定は約1年後になります平成25年1月、新規の雇用は今のところ13名を予定しておるところでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

松延委員

いま企業誘致のほうから報告がありました。市長も20数億円かけられて造成されたんですけども、まあ1企業が入ったことで肩の荷を下ろされているんじゃないかなと思います。しかしながら、1区画の半分であります。企業誘致の皆さん方、本当にご苦労だったと思いますけれども、2点ほど。

まず、これは相当前からあの201号と200号を結ぶ都市計画道路というのは上がってきておるとは思いますけれども、この都市計画道路についての今後の計画というものはどうなっておるのか、それとあと1つですね、市長も企業出身でありますので、主幹あたりもいろいろと役所におることなく、どんどん出張していただいて企業誘致に東奔西走していただきたいと思えます。それには旅費がかかりますからね、市長、どうかそのところを十分、ひとつ企業がくればただ企業が来ただけではなく雇用の拡大なり税収にもつながります。いま優遇制度もいろいろありますから、これはやはり他の市がやってないようなことをどんどん宣伝をしてですね、できるだけ早く1企業でもまた来ていただければ、本当にありがたいというふうに思っております。それで、その都市計画道路の予算付けについて、東京には福岡県の事務所もありますしですね、はっきり言って上級官庁の職員に対して申しわけないが、県の職員あたりもどんどんお願いして東京に行って引っ張り回して、市長も飯塚市の営業部長としてどんどんやっていただきたいと思えますので、その2点についてお答えができればお願いいたします。

都市計画課長

鯉田団地横を通っております、これ都市計画道路でございます。幅員が25メートルで鯉田・上三緒線という名前でございます。本年度、都市計画課では路線の見直しというのを行いました。来年度3月に決定することになっておりますけれども、その中で優先順位としては、中活の新飯塚・潤野線に次ぐ順位として考えております。その中で今からの行程ですけども、平成25年度で実施計画に上げさせてもらいまして、測量調査、設計調査というふうに予定はしておるところでございます。

企業誘致推進室主幹

まず旅費でございますが、名古屋事務所閉鎖後は本庁から出張する形で関東、東海、関西あるいは日本全国どこにでも参るというところで、毎年予算要求をさせていただいております。潤沢と呼べるほどのものではないと思いますが、いまのところ、私どもが誘致活動に取り組めるに値する予算はちょうどいをしておるといふふうに考えているところでございます。あわせて優遇措置等のPRでございますが、過去にも例えば公共交通機関の下げピラ等に取り組

んではどうかとご指摘をいただいたりしたところですが、これは費用対効果をいろいろと考えながらではございますが、私どもといたしまして手ごたえといたしましては、例えばここ数年来遠くからお見えになった企業が飯塚でいろいろとお世話をしている間に、地元に戻られたときに口コミで飯塚の評判を上げていただいているというふうな状況を感じておりますので、こういった面では進出なさった企業のフォローをですね、しっかりとしていくということを一義的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

小幡委員

2点ほどお尋ねします。区画割りですが、もともとこれ、2工区ですよ。それを先方の要望に応じてでしょうが、半分に割りましたよね。図面上3工区は広いじゃないですか、各工区は誘致企業の進出に伴って諸条件によって分筆は可能なんでしょう。それが可能な場合の最低条件、1万平方メートル以内とか、いくらまでは条件において分筆可能というか、そういう条件を本市のほうでは決めてありますか。

企業誘致推進室主幹

今回の分譲に当たりまして、第2区画の半分、図面上はA、Bというふうに分けていますが、この第2区画に限っての話ですが、この企業につきましてはとりあえず半分を用地として取得されまして、将来的には拡大も計画というふうに伺っておりますので、このBの区画にもぜひ将来的には立地をしていただきたいという側面をはらんでいるという状況をまずご理解をいただきたいと思っております。

それから他の区画につきしても今回のように分割してということも、企業のニーズに応じましては臨機応変に対応してまいりたいというふうに考えているところで、これといった条件といったものを内部で決定しているわけではございません。先ほど言いましたように、企業のニーズにできるだけ対応してまいりたいというところで考えている状況でございます。

小幡委員

基本的にはそのときの先方様の要望があるんでしょうけど、極端な話、1000坪、300坪しか要らないとかいうのはちょっと無理があるんで、どこかでラインを引いておかないといけないんじゃないかなと思うのが、1点ですね。それと今回、タイセイプラスさんですかね、使用貸借ということで12,000平米で8,100円ということは約1億円弱の、土地代としては約1億弱でしょう。今の説明ですと1年から3年間は無料と、単純に言えば払わなくていいと。4年以降が固定資産税相当額ということになりますけども、あの固定資産税相当額、年額でも構いませんけどもいかほどになりますか。

企業誘致推進室主幹

まずお尋ねの小さい区画をご要望なさった場合ですが、例えば一般的に申しまして300坪とか1,000坪とかいった場合には市内には鯉田以外にも工業団地もございますし、他の遊休地もございます。そういった所をご紹介申し上げながら、そういった意味での企業ニーズにお応えしたいという状況で、現在も誘致活動を行っている状況でございます。

それから使用貸借につきましては、固定資産税はあくまでも土地に関してでございます、新しく建った建物には当然固定資産税が発生いたします、もちろん機械にも償却資産税が発生しますが、土地に関して申しますと、約60万円ほどになるのではないかと考えております。

小幡委員

もともとは売却予定地ですよ。今回は使用貸借でいくと、固定資産税正確じゃなくていいですよ、5、60万円ずつとりあえず4年以降はいただいていくということでしょう。何年間ですか。何年間の使用貸借になっているんですか。

企業誘致推進室主幹

私どもが導入しております使用貸借特約付分譲制度につきましては、最大10年間の使用貸借期間を経たあと分譲をしていただいています。代金の納入が完了いたしました後に名義変更という段取りでございます。そういたしますので、当然最大10年間といったところでございます。

小幡委員

10年は最初の3年間は外して、4年目から10年後ということですか。

企業誘致推進室主幹

最初から10年後ということでございます。

小幡委員

ということは、最初から10年間は使用貸借で行くと、この10年間の使用貸借の内訳の3年間は要らないよと。4年以降、単純な話、6年間は固定資産税相当額の分を地代として払ってくださいよ、それがアバウトで60万円くらいじゃなかろうかと。その60万を約7年間もらいますよね、420万円入ってくると、420万円ではほぼ10年間は利用可能だということですよ。その10年後に売却と。その10年後はどういうふうな、一括でその時に地代をいただくんですか、分割ですか。

企業誘致推進室主幹

この使用貸借特約付分譲制度につきましては、先の議会で御提案を申し上げましてご承認いただきました津島工業団地のケンコーコムがございました。あの場合は10年後に一括してということで計画をされていたところでございますが、先日お願いしたような状況で分割して預り金としていただきながら、最後一括してということでございます。今回のこの企業さんに対しましても、その経験を生かしましてそういったこともご相談に応じさせていただきたいというふうなご提案を申し上げておまして、現在鋭意協議中でございます。もしかすると、均等に10年間をお預かりさせていただいて、10年後に一括納入ということも視野に入れながらといったところでございます。

小幡委員

いい経験か悪い経験がわかりませんが、ケンコーコムがそういった状況で途中で条項変更がありましたよね。過去リプロックス関係、ああいうところもありましたしね、そのところ明確にちょっと検討もなされて、それを必ず報告をお願いしたいんですね。

余談ですけど、企業誘致は非常に大事なことなんですが、市有地、私どもの市民の土地がどのように使われているのかというのは、ものすごく明確じゃないんですね。ですから、かなり跡地があいまいな形で動いている。執行側としてはあいまいじゃないんでしょうが、報告が足りなくて我々としてはいいかげんな貸借の契約をなさっているのではないかというような懸念がありますので、そのところ払拭してください。きっちりとこういう条項で契約したという報告をよろしくお願いします。以上です。

委員長

他に質疑ありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

土木建設課長

工事請負変更契約について報告いたします。お手元に配付をしております工事請負変更契約報告書をお願いいたします。工事名は黒岩・堤田線道路新設(1工区)工事であります。原契約金額に1157万6250円増額をしまして、変更契約金額を5945万6250円とするものです。

その主な理由は、高盛土解析検討の結果、盛土部法面の崩壊が予想されるため、高盛土下部

の現地盤より深さ2メートルを地盤改良し、盛土部分を安定させるために増額するものです。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

これ高盛土解析検討の結果というのは、こういう工事を行ってあるときに現場から当然何かこう言ってこられるんだらうと思いますけども、それをこちらのほうの技術者が行って、こういう専門の技術者、きのうもちょっと総務部長が答えられましたけど、専門の技術者が行って見てわかるようなことなんでしょうか。

土木建設課長

高盛土解析検討につきましては、1工区の現工事の中にその検査費用を盛り込みまして、その工事の中でその検査機関に調査をかけまして検討結果が出ました。

瀬戸委員

当初からですね、その地盤が軟弱地盤であるとかいうことであればボーリング調査なり地質調査をしておけば、当初からコンサルのほうからこういう工事が入ってくるということで当初からの工事に入ってなくちゃいけませんけど、そういうことはわからなかった。現場をやって要は、偶然ここは軟弱地盤だとかどうも盛土が積むと持たないと。軟弱地盤だとそのときわかったんですか。それはどういう原因でわかったんですか。

土木建設課長

当初からは地盤の状況はわかっていたけども、解析までには至ってなかったということでございます。その原因につきましては、新設道路につきましては国道200号バイパスと接合し交差点の改良工事が発生することから、県土整備事務所や福岡県警との協議が必要でありました。県警協議の際、ルート決定に時間を要したため、新設道路部分の地質調査を事前に発注することができず、今回解析調査を実施したところでございます。高盛土の崩壊のおそれがあると判明したものであります。

瀬戸委員

早口でよくわからなかったんですけども、いわゆる初めに設計したと、その間に警察協議とかそのときやるわけでしょう。当然どこに取り付けるとか、あそこは橋りょうがあるから橋りょうのふちは浄水場のほうに真っすぐ、あそこに信号を付ければどっちも右折も左折もできるのかなと思ってましたけど、橋りょうの関係でそこにはつけられないと。だからへんちくりんな所から出してつけたわけでしょう。設計したときは既にもうそれはわかっていたってことじゃないとですか。だからそこを通したわけでしょう。橋りょう部分の隣につけると、いわゆる地盤が持たんと。それとか警察協議の話をちらっと耳にはさんだことがあるんですけどね。当初、計画図ができたときから、私一度建設部で聞いたんですけど、そのときに聞いた話なんですよ。そこは橋りょう部の基礎で地盤が持たないと。だからこっちに回してこっちから出さなくちゃいけないと。でも向こうに出して、きちっと交差点をつければいいのねという話をした覚えがあるんですね。こっちに回した時点でですね、盛土をどこにするのか知らないけれど、コンサルが図面をひいたときにわかり得なかったことなんでしょうか。だから現場をつくっててね、地盤が悪いとかいうことがわかったんですかと聞いているんですよ。

土木建設課長

質問委員さんのおっしゃる通り、ボーリングは当初、最初にいたしましたけど、地盤の悪いのはわかっていたけれども、その高盛土の解析調査、それをボーリングの中に入れていなかったということで、今回この工事の中に合わせてその解析調査を入れたと。そのデータによって、今回変更を生じたということでございます。

瀬戸委員

高盛土解析の検討をしなければならないというのは誰が判断したんですか。そして当初コン

サルがいま言ったボーリングの調査をしたのに、高盛土解析調査はしてなかったと。おかしいじゃないですか。軟弱地盤でそこに盛土することはわかっててですよ、それなのに今さら、これ67.93%で落としてますけれど、この1157万6千円でいったらいくらになりますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:17

再開 12:22

委員会を再開いたします。

今の分につきましては答弁を保留いたしまして、次のところに行きます。

次に「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

農業土木課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配付しております資料をお願いいたします。井の口(ため池)災害復旧工事でございますが、原契約工期、平成23年3月23日から平成23年12月15日までだったものを、変更契約工期、平成23年3月23日から平成24年2月15日とするものでございます。

主な理由につきましては、崩壊した堤体部分の掘削を進めていたところ当初想定していた崩壊線がより深い所にあったことで、災害復旧事業でいう国の重要変更の対象となりまして、県及び九州農政局との協議に時間を要したため、工期を変更するものでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 12:23

再開 12:34

委員会を再開いたします。先ほど答弁保留しておりました件につきまして、答弁をお願いいたします。

土木建設課長

先ほどは失礼いたしました。いま試算しましたら、84.35%となります。

瀬戸委員

今回のこの工事、落札率が67.93%となっておりますけど、1千万円以上でありますので一般競争入札で行われたんでしょうか。最低ラインを引いた金額でやられたわけですか。

土木建設課長

一般競争入札でございます。

瀬戸委員

それでは、くじ引きか何かでやられたんですか。下限があるでしょう、下限が。

土木建設課長

一般競争入札の変動型でございます。

瀬戸委員

変動型ということですね。ただ、いま最低ラインが67.93ということで低いと思うんですね、非常に。これ普通だったら、これで受ける方はなかなか難しい。大体いま一般競争で最低ライン引かれたら、85とか84とか、それより18%ぐらい安いと。まあその分が上がったのかなという感覚を持ってるんですけどね。とにかくですね、こういう大きな変更がある場合、これコンサルタントに問題があるんじゃないですか。どう思われますか。市の技術者がわかればいい。こういうことがわかれる方はいらっしゃるんですか。きのうの一般質問の中

でも、総務部長はちゃんと飯塚市の技術者が見てやってますから間違いはないという返事をされましたけど、こういうことがわかる技術者はいま飯塚市の土木にいらっしゃるんですか。

都市建設部長

土木の技術者がこういった状況の判断ができるかということでございますが、これは土質関係のいろんな試験をして出してくるような問題でございますね、そういった試験のできるような設備もないし、いろんな判断はある程度つきますけども、そういった設備が必要だということなどご理解いただければと思います。

瀬戸委員

となると、設備とかいう試験しなくちゃいけないということをおっしゃいましたが、それは確かにそうでしょう。そういうものがないことは、私も承知しております。じゃあ、その専門のコンサルタントを入れて設計をおそらくさせられたと思うんですけど、先に言いました地盤調査をされたら。軟弱地盤であるということがわかっておられた場合、当然そこに盛土をすると素人でもわかりますけど、持たないということになればその部分をどうにかしなくちゃいけないというのは、コンサルが設計に織り込んでおかないといけないことじゃないんですか。どう思われますか。

土木建設課長

先ほども説明いたしました、当初のボーリング調査の中には解析業務を入れてありませんでした、設計業務の中にですね。それで今回、工事の中でこの解析業務を新たに追加したということでございます。その結果はもちろん質問者が言われるように、改良しても沈下はございます。沈下はすぐその上に盛土はいたしますけど、盛土した結果、1年間その盛土を安定させるために置いておくということで、再来年ですね、平成25年度にその部分の開所式、26年4月からの供用開始という計画で考えております。

瀬戸委員

竣工予定が平成24年1月だけど、これが延びるということですか。それといま言われたように、解析検討までしてなかったと、コンサルが。でも私わかりませんが、軟弱地盤であるということが分かってあったらそのときにすべきでなかったんですかと聞いてるんです。コンサルからそういう指示が来なかったんですか。

都市建設部次長

委員が言われるとおり、そういう状況の中ではそういうことも考えられます。ただ、いろんな県との協議とかそういうルートの問題とか地盤の問題とか、ある程度の地盤の想定はしております。高盛土でどうなるのかという部分については、お金も大変かかるわけでございます。補助業務の中でやっておるところでございます、検討、協議等々いたしまして、工事の中でやってどう対応していくかという方向性が出ましたので、そういうふうに動いてきたということでございます。

瀬戸委員

うまいことごまかされているみたいな気がするんですけど、これは軟弱地盤とわかっていたら当然そこは改良せないかんとすることは誰でも想像がつくし、特に専門の方がいらっしゃるわけですから、初めからつくる所が軟弱地盤と、どうせここは法面を盛らないかんとかいったら、私たちがああだこうだと言ったらこれは持ちませんとか持ちますとか言われるんですけど、それは当然分かっておられたことだろうと思うんですね。何で途中からこういうことになったのか。ルートが変わったとかいうんだったらわかりますよ。ルートが変わりましたと。変わってそこを調査し直したらそういうことが起きたと。でもルートは初めから決まっていたわけでしょう、そこは。今さら変わったわけじゃない。決まらなかったの。変わったんですか。もう1回そこを聞かせてください。いわゆる、初め予定していたルート、入札したときのルートと、現実にいま道をつくっているルートは違うんですか。

都市建設部次長

入札時点では変わっておりません。当初設計のときの協議の段階、警察協議の段階の部分の委託は発注してありましたから、その部分のルートと現況が最終的に変わっていったところをごさいます、ある程度想定はしてありました。その中で、じゃあ場所が変わるからどこを調査していいのかわからないという部分があるもので、国・県と協議しましてそういうふうになったということをごさいます。

瀬戸委員

そういうふうに答えてもらったらわかるんですよ。ルートが変わっていたらルートの違う所をコンサルはしているわけだから、当然変わればそういうことが起きてくると私も理解できます。ルートが変わったってことですね。変わったからこういうことが起きてきたと理解しました。

委員長

他に質疑はありませんか。

松延委員

私も質問しようかなと思ってましたけども。それですね、ひとつ高盛土するということはですね、要するに先行荷重はかかってないから、相当そこら辺のところは配慮しとかないかんと思うんですよ。それで、まずは2点ほど。

1つは、この変更金額の率、先ほど24%ですか、落札した4781万円からすれば1100万円、24%です。この変更自体がこれだけ大きいのは、もう少し責任感ないかんですよ。それで、この法面の勾配はどのくらいですか。それとですね、コンサル、これは責任ありますよ。先ほど変更、次長がルートが契約した時から変わってないということですからね。これはコンサルにももう少し、最初土質調査なりボーリングなりですね、当然やっとなかないかんところですよ、これは。下の構造物がわかりませんけれども、それから法面の勾配がどのくらいか、それと高盛土の高さはどれだけかと、高盛土の高さがわずかであればそこまでの、要するに安定処理を考える必要はないですけどね。ちょっとそこら辺のところについては、私はまず変更の金額が大きすぎるというところの分析、それとコンサルからですね、やはりあなた方大変と思うんですよ。中身わからんですよ。だから、コンサルがちゃんとそこら辺のところ支持できたのかどうか。これはもう少しコンサルを責めて、そういうところに指示がなかったということであればですね、コンサルをもう少し責めていいですよ。私はそう思ってますけども、ちょっとそこら辺ところの高盛土する場合のそういうふうな技術的な施工の方法については、これは当然コンサルの責任ですよ。そう思ってます。それで、この法面の勾配はどのくらいですか。

土木建設課長

現在、計画している道路につきましては1割8分の法面でごさいます。高盛土の高さが約8メートルと、一番高い所で、ということをごさいます。

松延委員

法面の勾配については2割近いからですね、その崩壊が何で起こるかというのもちょっと土質にも関係あると思いますけどね。高盛土が8メートルということですからね。切土だったらですね、もう皆さん方ご存じのようにいいんですよ。この8メートルの盛土をしてですよ、先ほども次長が言われたように、先行荷重受けてもまだ下がりますよ。また2年後下がりますよ。そのときにまたこの工事をやらないかんことなりますよ。だから最後お願いというよりも、コンサルの業者とですね、プランとか十分もう1回、コンサル料をどのくらい払ってるか知らないけど、またここで業者を教えろと言っても、言いにくいところでしょうかね。ちゃんとしたところにそういうことで頼まないかん。また先ほど瀬戸委員も言われましたように、やっぱり技術者を養成せないかんんですけどね、急遽今から技術者を養成するなり、また外部から技術

者を取り入れるとなると、また高額な給料を払わないかんからですね。ちょっとこら辺のところ、役所とコンサルとの関係、任せっぱなしというよりもそういうところから常に仕事をしながらこちらが知恵を入れているんな施工をやっていかんと、今後も起きてきますよ。そういうところで、コンサルとのこの爪をもう一度ですね、当然もうこれは変更契約をなされた後のことですから、ちょっとそこら辺のところをひとつ詰めていただきたいということで要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

小幡委員

瀬戸委員の質問の関連ですが、先ほど次長が説明されましたけども設計時点ではわからなかった、イコール現実に入札のときはルートが変わったと言われましたよね。設計しておって入札時ルートが変わったら設計やりかえらないかんでしょう。変わっているのに入札をすること自体がおかしいのが1点ですね。

それと、この増工なんですけども1100万円強の設計が、単価が上がりましたよね。イコール工事金額が1100万円ほど追加の工事になったんですけど、ちょっと教えていただきたいのは、1100万円追加工事になりましたと、これコンサルが積算して金額まで出すんでしょうか。業者がその工事に対して見積を出した金額でしょうか。

土木建設課長

積算につきましては、うちの担当が積算して変更金額を決定いたしております。

小幡委員

こちらの方の設計価格で決まったと。それを業者のほうにまた再発注する場合は、落札金額がもともと60何%ですよ。これで要するに発注するわけですか。

土木建設課長

当初の請負率については変わりません。そのとおりでございます。

小幡委員

再度言いますよ。設計をして金額を2千万円と仮に決めますよね。落札率が67%台であれば、その設計額2千万円に67%をかけたものがこの増工した増の金額になってるんですかということです。

土木建設課長

そのとおりでございます。

小幡委員

ということであれば、変更工事における設計金額はもっと高かったということですよ。2千万円近くあったと。この1157万8千円というのは感覚的に原価があるんでしょから、実質上の地盤改良されたんでしょから、限界はあるんでしょから、行政側としては金額が増になったけども、もともとの設計はやはり67%台で施工したという認識でいいんですかね。

土木建設課長

そのとおりでございます。

小幡委員

先の件、設計変更したのに入札した。なぜ、そのまま入札を続行されたんですか。これは工期的な問題とか何かあったんですかね。

都市建設部次長

それは先ほど申しましたルートが大きく変わったわけでございませぬ。警察協議の中で勾配が現地はきつうございましたので、延長を取らなくてはいけないということからして、数メートルの範囲の中で動かしたわけでございます。いま言われましたように、工期の問題、発注の問題、それから国・県との協議をした中でその方向でいこうというふうに決めたわけでござい

まして、ある程度の想定はしておりました、コンサルの部分は。先ほど松延委員も言われましたようにですね。その中でどうするかということ国・県と協議しまして、こういうふうな、結果的には1千万円という大きな金額になりまして、そこら辺のところは今後とも十分気をつけて発注、それから変更について行っていきたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。